

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

|         |  |                   |
|---------|--|-------------------|
| 許認可等の名称 | 容積率の算定の特例認定  |                   |
| 根拠法令・条項 | 建築基準法第52条第6項第3号  |                   |
| 所 管 課   | 開発調整 部   | 建築安全 課            |
| 審 査 基 準 | <p>交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかについては個別に判断する必要があり、審査基準を設定することは困難であるため、法の規定どおりとする。</p> |                   |
| 標準処理期間  | 標準処理期間   | 認定については30日を原則とする。 |
|         | 標準処理期間を設定できない理由  |                   |